



1月の安心かわら版



1月の主な行事

1日 : 元旦	11日 : 鏡開き
7日 : 七草がゆ	17日 : 防災とボランティアの日
9日 : 風邪の日	23日 : 電子メールの日

自転車保険への加入が義務化(埼玉県)

平成30年4月より、埼玉県では自転車保険への加入が義務になります。

自転車による死亡事故が2件立て続けに起こりニュースになりました。
 自転車は誰でも気軽に乗れる乗り物ですが、思わぬところで交通事故の加害者となる場合もあります。
 近年では、自転車事故による高額賠償請求事例も多く発生しています。小学生の子供が起こした事故に対し、母親に1億円の損害賠償を命じた判例もあります。
 そこで、自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が義務になります。
 今回、加入が義務となるのは他人に対して補償する損害保険です。
 未加入の場合は、平成30年4月1日までに自転車保険へ加入しましょう。

「自転車保険」すでに入っていることも

自動車保険や火災保険の特約で、自転車事故の損害賠償責任が補償されるものもあります。
 また多くの場合、一世帯で1人が加入していれば、その世帯全員が補償の対象になります。
 ご自身の加入状況を確認してみてください。

～事故による損害を補償する自転車保険等の例～

- ・ 自動車保険、傷害保険、火災保険等の特約「日常生活賠償特約」等
- ・ クレジットカードの付帯保険
- ・ 自転車の車体に付帯したTSマーク付帯保険
- ・ 会社や学校などで加入した団体保険等の付帯保険



ご加入中の保険のご確認、

ご質問 etc...

お気軽にご相談ください。

私たちが担当します!



中山 山田 青葉

レジアスインプクト(株)秩父支店
 chichibu@rezeous.co.jp

〒369-1872 埼玉県秩父市上影森815
 TEL 0494-27-3210 FAX 0494-26-6555

青葉 : aoba@rezeous.co.jp

中山 : nakayama@rezeous.co.jp

